

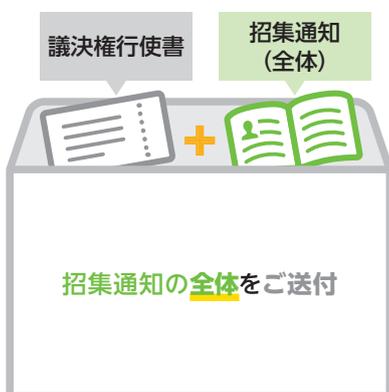
会社法改正により 株主総会招集通知が電子化されます

会社法改正により、次回の株主総会から招集通知*を原則インターネットでご覧いただくこととなります。ただし当社では、議案及び事業報告の主要な部分を抜粋して引き続き書面でお送りする予定です。

※株主総会開催場所や日時等のお知らせ、株主総会参考書類(議案)、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類

これまで

「議決権行使書」と「招集通知(全体)」をご送付してきました。



これから

原則インターネットでご覧いただくこととなりますが、当社では議決権行使書に加え、招集通知の一部を抜粋してご送付いたします。招集通知全体はインターネットでご確認いただけます。



従来通り招集通知全体の書面送付を希望される株主様

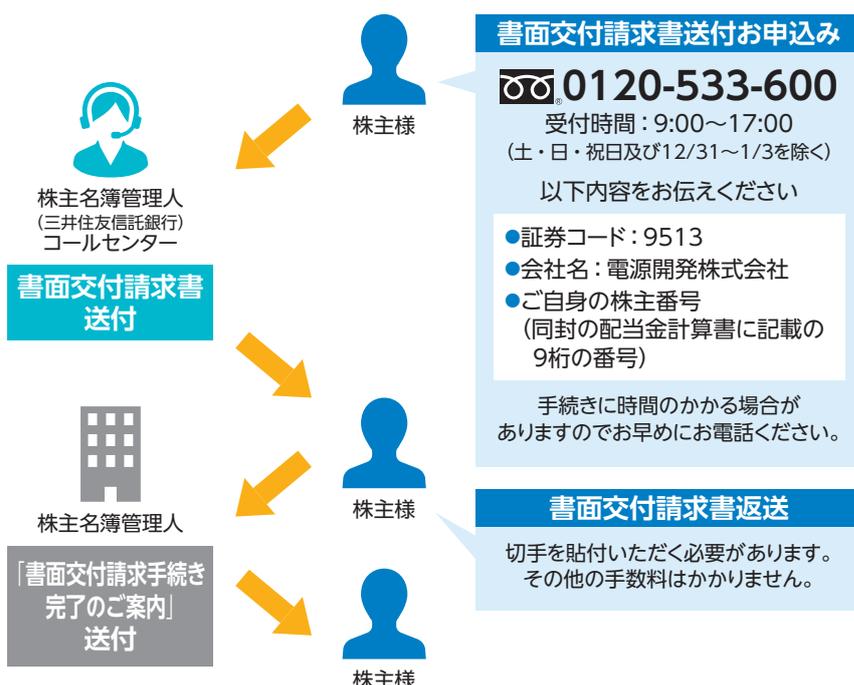
従来通り招集通知全体の書面送付を希望される株主様は「書面交付請求」手続きをお願いいたします*。

一旦書面交付請求をされると、それ以降の株主総会では毎回招集通知全体が書面で届きます。

書面交付請求はいつでも可能ですが、2023年6月(予定)の次回定時株主総会の招集通知に関する書面交付請求は、**2023年3月31日までに所定のお手続きを完了することが必要です。**それを過ぎますと、2024年以降に開催される株主総会に対する書面交付請求となります。

※法務省令で定める事項については書面への記載を省略する場合があります。

書面交付請求の方法



証券会社を通しての書面交付請求も可能です。詳しくは当社株式の口座を開設している証券会社にお問合せください。